令和6年度 三宅村教育委員会の主要施策

基本方針1. 人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成

【主要施策1】人権教育の推進

- 東京都人権施策推進指針に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害・性的志向、路上生活者、その他の人権問題などの様々な課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育研究推進事業等を展開し、人権教育を効果的に進める。
- 相互に支え合う社会づくりをめざして、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会の充実を図る。

【主要施策2】道徳教育の充実

○ 児童・生徒に、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心を育むため、「特別の教科 道徳」の授業を要として、「道徳授業地区公開講座」の実施により学校と家庭や地域が連携するなど、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の質的充実を図る。また、東京都教育施策大綱に基づき、諸施策を積極的に活用し、「東京都教育の日」を中心にしながら学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の豊かな心の育成を推進する。

【主要施策3】保・小・中・高の円滑な引継ぎができるような支援システムの構築

- 子供の健全育成を推進するために、いじめ、暴力行為等に対して、学校・家庭・地域と関係機関が連携を図り、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を行う。また、小中学校では児童・生徒の規範意識や危機対応能力の向上を図るため、関係機関の協力を得ながら、「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」など、非行防止・犯罪防止教育を行う。
- 児童・生徒の心の有り様に関わる様々な問題や不登校など、多様な課題に対応するため、児童・生徒が互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーや臨床心理士等と連携し、学校における教育相談機能の充実を図る。
- 次代を担う夢と希望をもった人材を育成するため、様々な体験活動や探究活動の機会を設け、児童・生徒に感動を与えるとともに、視野を広げる。

【主要施策4】学校2020レガシーの設定

○ 東京都オリンピック・パラリンピック教育では、次の5つの資質について重点的に育成してきた。ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚である。今後も学校の特色としてその教育活動を継続、発展させるため「学校2020レガシー」として設定し、共生共助社会の形成を担う子供たちの育成を図る。

基本方針2.豊かな個性と想像力の伸長

【主要施策5】基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

- 村の学力調査を小学校及び中学校の全児童・生徒に対して実施し、その分析結果を基に授業 改善を推進し、確かな学力の定着と伸長を図る。
- 各教科で小中学校学習指導要領に示された学習内容について、小学校低学年から系統的に学習が進むよう指導を行い基礎・基本的な内容の確実な定着を図る。
- 一人一台の学習用端末を活用した教材や指導方法、学習方法を研究し、効果的な教材・手法を取り入れ、個別最適化された学びを実現することで学習意欲の向上と補充・発展学習の充実を図る。
- 家庭と連携し、児童・生徒の学習習慣や読書習慣を確立させ、学習意欲の向上を図る。

【主要施策6】知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進

- 主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、教員研修を実施し、アクティブ・ラーニングの 視点からの授業改善を図る。
- 村教育研究員制度を通して、教育研究活動の中核となる教員を養成し、その成果を広く授業 実践に還元する。
- 校内研究の充実を図り、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を充実させる。
- 一人一人の児童・生徒の学力や特性を把握し、個に応じた多様な教育活動を推進する。
- 国際社会の中で活躍できる児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するために、小学校の外国語活動・外国語授業や中学校の外国語授業の充実を図る。
- 児童・生徒の情報活用能力や論理的思考力を育成するために、プログラミング教育の充実を 図る。

【主要施策7】島内の職場体験の充実

○ 児童・生徒の勤労観・職業観を育むため、社会科見学や職場訪問、職業人に話を聞く会、職場体験等を積極的に支援し、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助を行う。

【主要施策8】小・中・高が連携したキャリア教育

- 子供の発達段階に応じた系統的な教育を推進し、キャリア教育の充実を図る。
- 小中学校では児童・生徒が、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりすることができるよう「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育を実施する。

【主要施策9】保・小・中・高の連携による教育活動の推進

○ 異校種間の連携を重視した教育を推進する。 特に都立三宅高等学校と村立三宅中学校で連携型中高一貫教育を実施するとともに保育園から小学校、中学校、高等学校までの一貫教育を推進し、教育課程の連携や人的交流等を組織的・計画的に行い、魅力ある学校づくりに努める。

- 保小中高一貫教育推進委員会を活用し、一貫教育における研究・開発を推進する。
- 子供が自信をもち、自己のよさや可能性を見いだし、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高めるため、自己実現を図る力を育み、生きる力を育成する特色ある教育内容や、小規模校の特色を生かした指導方法の工夫・改善を進める。

【主要施策10】郷土理解学習の推進

○ 三宅島の歴史・文化・自然に触れる機会を充実させ、郷土に対する愛着や誇りを育む「郷土 学習」を推進し、島のために貢献しようとする精神や島の発展のために進んで参加しようと する人材を育成する。

【主要施策11】自然との共生をめざし、科学的素養を育む学習の充実

- 生活を見直し環境に配慮した行動を実践すること等三宅島の豊かな自然の中で体験活動を し、環境について考えること、環境保全や自然保護に取り組む環境教育を推進する。
- 自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、自らの課題として考え、解決に向けて実践できる力の育成を目指し、持続可能な社会づくりに向けた教育の推進を図る。

【主要施策12】特別支援教育の推進のための理解啓発

○ 発達障害を含む障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長し、社会的自立を 図ることのできる力や地域の一員として生きていくことができる力を培うため、小学校・中 学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていく。

【主要施策13】各学校の家庭学習の習慣化を図るための支援

- 家庭と連携し発達段階に応じた家庭学習習慣の定着を支援する。
- 一人一台の学習用端末等を活用した家庭学習の支援を実施する。

基本方針3.総合的な教育力を生かした学校教育と生涯学習の推進

【主要施策14】児童・生徒の実態に即した体力向上

- 東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を活用して体力の向上につなげるとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。
- 児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しむとともに継続した活動を通して心身の調和的 発達を遂げることができるよう小中合同運動会や部活動を充実させる。
- 子供たちが運動から得られる達成感を味わうとともに、経年による体力の向上を自覚し、体力向上に向けた意欲を高められるよう小・中・高マラソン大会を実施する。

【主要施策15】学校・家庭・地域が連携した運動習慣の形成

- 児童・生徒の健康や体力向上を図るため、健康や体力に関する意識を高め、学校・家庭・地域が連携した健康・体力づくりを支援し、各学校の特色を生かした具体的な取組を推進する
- 村立学校は、体育施設を地域スポーツクラブ等に開放し、地域スポーツの振興を図る。

【主要施策16】火山などの自然科学の学習を取り入れた教育課程の編成

○ 気象庁等の関係諸機関と連携し、三宅島の火山や自然に関する学習の充実を図る。

【主要施策17】学校における火山災害・地震災害・台風等の自然災害の危機管理マネジメント策定

- 三宅島の学校教育施設・設備の整備を推進する。その上で火山の噴火・地震・台風等の自然 災害に対応した安全施策により、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を 整備する。
- 学校の防災教育・安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域などの関係諸機関と連携を図りながら安全教育を推進する。

【主要施策18】学校・家庭における食育の推進

- 児童・生徒が望ましい食習慣を確立し、健全な食生活を送ることができるようにするため村 立学校における食育の一層の推進を図るとともに、学校給食における地産地消を推進する。
- 関係諸機関と連携を図りながら、食育に関する意識を高め、家庭や地域と協働した食育の 推進を図る。

【主要施策19】学校公開など情報発信による地域人材参加への支援

- 三宅島の将来を担う人材育成のための教育を、村民の理解と協力の上で推進する。そのために、村立学校の果たす役割と教職員の職務について、三宅村民の理解が十分に得られるよう学校の教育活動を広く村民へ公開する。
- 学校公開や学校だより及び学校ホームページ等で情報を発信するなど、開かれた学校づくりをさらに充実させ、村民からの信頼と期待に応えた教育を推進する。

【主要施策20】地域伝統芸能の継承と発展

○ 地域の伝統芸能を理解し、体験することを通して地域への愛着を深める活動を支援する。

【主要施策21】地域の文化的施設等の整備

- 郷土資料館や図書館、文化会館等社会教育施設を充実させ、学校に対する教育活動支援を図るとともに、村民の学習・交流の機会に関わる情報サービスを随時提供し、家庭や村民の教育力の向上を図る。
- 三宅村の文化財の状況把握を常に行い、村民全体の貴重な財産として保全に努める。
- 学校をはじめとする教育施設は村民の共有財産であるとの観点から、学校施設機能の地域への開放や効果的な運営を図る。

基本方針4. 村民の教育参加と学校経営の推進

【主要施策22】学校評価の充実

○ 学校運営連絡協議会を充実させ、保護者等の意見・提言、評価結果を学校評価に積極的に反映させるなど、開かれた学校づくりを一層推進する。

【主要施策23】学校経営への支援

- 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員配置や学校の組織的な課題対応力向上のための主幹教諭の配置により、学校の自主性、自律性の確立と校長のリーダーシップを発揮できるように支援する。
- 教員の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力を一層向上させるため、主幹教諭、主任教 諭の職務と役割を明確にして、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質・能力の一層の向 上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力の向上を支援する。
- 教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」「教育課題に関する対応力」の向上を図るため、東京都教育委員会の人事考課制度と研修制度を積極的かつ効果的に活用できるように支援する。
- 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、村立学校において年間指導計画 の充実及び公表、週ごとの指導計画の作成及び点検の徹底、学校関係者による学校評価の実 施及び公表、校内研修の充実等を支援する。
- 部活動における部活動指導員及び外部指導員の活用、学校閉庁日及び統合型校務支援システムを活用し、教職員の働き方改革を推進する。
- 「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクールの実現に向けて 研究及び検討を行う。

(令和5年12月21日 三宅村教育委員会決定)